

諮問庁：国立研究開発法人国立成育医療研究センター

諮問日：平成30年5月17日（平成30年（独個）諮問第30号）

答申日：平成30年10月3日（平成30年度（独個）答申第31号）

事件名：本人の診療記録の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特定個人の診療録等に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月2日付け国成育発第20170502-4号により、国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、全ての開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### (1) 審査請求書

現在及び今後の特定個人に対して関わる方への情報提供のため。

##### (2) 意見書

###### ア 意見

特定期間の、こころの診療部及びリハビリ科の診療を受けている期間の診療録について、部分開示ではなく、全部の診療録の情報開示を求めます。

###### イ 理由

こころの診療部での受診期間中、医師より具体的な診察内容を聞かされておりました。又、特定個人本人もどの様な検査を受けてきたのか全く覚えておりません。

今まで、どのような検査をし、診断を受けたのかを審査請求人達は知りたいのです。

別紙同意書（略）にもあるように、特定個人本人も診療録等の開示を求めています。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 開示請求に係る保有個人情報の名称等

特定個人の診療録等（特定期間）

## 2 開示をしないこととした理由

法は、独立行政法人等が保有する保有個人情報についてその本人からの開示請求を認めるものである。このため、原則として、本人以外の者は開示請求をすることはできない。しかし、未成年者など本人が自ら開示請求をすることが困難な場合もある。そこで、法では、これらの者については、例外的に、本人に代わって法定代理人が開示請求をすることが認められている（12条2項）。ただし、法定代理人に対して本人の保有個人情報を開示することにより、本人の権利利益を害するおそれがある場合には、法14条1号の規定により不開示となる。この規定によって、法定代理人に例外的に開示請求することを認めても、本人の権利利益の保護に欠けることにはならない。

この度、法定代理人が請求された特定期間の診療録は、本人がこころの診療部及びリハビリ科の診療を受診している期間の診療録である。診療録には、第三者の介入を前提としない本人と医師の間だけで親しく交わされた会話の内容始め、本人の高度プライバシーともいえる個人情報が記載されている。

したがって、このような個人情報を本人以外の者（法定代理人を含む）に開示することは、本人のプライバシーに関する権利利益の保護に欠けるものといわざるを得ないことはもちろん、本人と医師の間の信頼関係を損ない、今後の診療に支障が生じるおそれもあることから、法14条1号により部分開示とすることは妥当と判断された。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |            |                   |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年5月17日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年6月11日    | 審議                |
| ④ | 同月19日      | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年9月4日     | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年10月1日    | 審議                |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人が、未成年者である特定個人（本人）の法定代理人として、特定期間における本人の診療録等に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めたものであり、処分庁は、その一部を法14条1号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の全部開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について

検討する。

## 2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、不開示とした部分とその理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件対象保有個人情報のうち不開示とした部分は、こころの診療部及びリハビリ科の診療録等である。本件開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」欄には「今後の診療に支障ありと判断されたため」としか記載していないが、こころの診療部及びリハビリ科の診療録等の部分を不開示としたことは審査請求人に口頭で説明している。

イ 本件開示請求に際し、センターの各診療科の医長等に意見を照会したところ、こころの診療部及びリハビリ科については、それぞれ開示に支障がある旨の意見があったため、診療録管理委員会を開き、本人の診療録等のうちこころの診療部及びリハビリ科の診療録等の部分は、これを開示すると、本人と医師等との信頼関係を損ない、今後の診療に支障が生じるおそれがあることから、本人の病状の悪化をもたらす可能性があるとして判断し、当該部分を不開示とした。

(2) 上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

ア 本件対象保有個人情報は、特定期間における本人の診療録等に記録された保有個人情報であり、諮問庁の説明によると、不開示部分はこころの診療部及びリハビリ科の診療録等の部分であることが認められる。

当該不開示部分を見分したところ、本人がこころの診療部及びリハビリ科の診療を受診した際の本人と医師、看護師等との会話の内容や本人の生活や健康に関する状況、本人の言動に関する医師等の所見や診療方針等の機微な情報が記録されていることが認められる。

イ そうすると、当該不開示部分を開示すると、本人と医師等との間の信頼関係を損ない、今後の診療に支障が生じるおそれがあることから、本人の病状の悪化をもたらす可能性がある旨の上記諮問庁の説明は否定し難い。

ウ したがって、当該不開示部分は、法14条1号に規定する本人の生命、健康、生活を害するおそれがある情報に該当し、不開示としたことは妥当である。

## 3 付言

(1) 本件開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」欄には「今後の診療に支障ありと判断されたため」との記載があるのみで、本件対象保有個人情報のうちどの部分を不開示としたのか明示されていない。諮問庁は、上記2(1)アのとおり口頭で審査請求人に不開示部分を説明したとしており、審査請求人はこの点を争っていないので、取消事由と

はしなかったが、原処分理由の提示は不適切といわざるを得ない。センターにおいては、今後適切に対処されたい。

- (2) 本件の調査審議に当たり、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の開示の実施方法について確認させたところ、電磁的記録である本件対象保有個人情報を用紙に出力し、不開示情報であるところの診療部及びリハビリ科の診療録等が記載されている頁の全体を除外した上で、その余の頁のみを開示したとのことである。

そこで、当審査会において、開示の実施から除外した頁を見分したところ、不開示情報以外の情報（ところの診療部及びリハビリ科以外の診療部門の診療録等）が含まれていることが認められ、また、これらの情報は容易に区分することができることが認められた。

そうすると、当該不開示情報以外の情報については、本来、開示されるべき情報であるのに実質的に不開示とされていると認められることから、本件開示の実施は不適切という外なく、処分庁は、当該不開示情報以外の情報について、改めて適切に開示を実施すべきである。

#### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司